

集合住宅や商業施設などを対象に

電気自動車充電設備導入補助金を交付します

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車といった次世代自動車の普及促進を図り、地球温暖化の防止に寄与するため、集合住宅や商業施設等の駐車場へ設置する充電設備の購入費の一部を補助します。

1 補助対象者

充電設備を購入し、所有者となった法人、個人事業者、法人格をもたないマンション管理組合の代表者など

※所有者が個人的に利用するために設置された充電設備は補助の対象外

※充電設備は、市内の集合住宅又は商業施設等に属する駐車場に整備すること

2 対象となる充電設備

①急速充電設備、蓄電池付急速充電設備

②普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント

3 補助率

補助対象経費の1/3（1基あたり最大 ①30万円、②15万円）

4 申請上限（1申請者あたり）

①2基、②5基

※①及び②の合計7基まで申請可能

5 予算額

6,750,000円

※申請の総額が予算を超えた場合は抽選

6 対象設備の購入期間

令和5年4月1日（土）～令和6年2月29日（木）

7 申請受付期間

令和6年2月1日（木）～2月29日（木）【必着】

8 申請方法

市ホームページから指定の様式をダウンロードして申請書類を作成し、郵送又は直接窓口でゼロカーボン推進課へ提出してください。

指定の様式及び詳細については、10月15日以降、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029343.html>

9 問い合わせ先

相模原市環境経済局ゼロカーボン推進課

042-769-8240（平日 午前8時30分～午後5時15分）

【問い合わせ】
環境経済局ゼロカーボン推進課
042-769-8240（直通）